

行政制度等の調整方針（参考）

平成 1 6 年 8 月
鹿児島地区合併協議会

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(11) 青色申告の町 -4	該当なし。	該当なし。	該当なし。	我が国の経済は、かつての高度成長の路線は行き詰まり、安定成長へと転換しなければならない現状のなかで、近年国も地方も不況に落ち込んだ財政的な大きな打撃をうけ、財政再建策を考えねばならない時、経済基盤の浅い中小企業を取り巻く環境は、きわめて厳しく企業の改善発展を図り、併せて社会福祉の増進に資すべく「我々の生活は我々の手で守る。」という精神のもと先ず、自らの企業内容を的確に把握して経営の合理化、近代化を進め自主申告制度下における青色申告制度を活用し、その意義と効用を深く認識し、町内各層に制度普及を念じ、「この社会あなたの税が生きている」というぬくもりと活力のある喜入町の姿を目指し、関係者があげて本大会の趣旨に賛同し、青色申告の町づくりに渾身の努力を傾注し、邁進することを誓う。 昭和56年10月27日 喜入町

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時までに検討するものとする。

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(11) 親せつの町宣言 -5	該当なし。	該当なし。	該当なし。	<p>急激な科学技術の発展は、いつしか人間共同体の構造に著しく変化を招き、心の尊さより物の優位の考え方があらわれ、われわれ人間本然の姿は失われようとし、今や都市砂漠の現象をあらわす世相となり、まことに寒心にたえざるものがあります。</p> <p>「人はひとりでは生きられず、愛なくしては生きられない。これこそ、東西古今をつらぬく人間生活の動かすことのできない道であり、この真理のなきところには、美しき人間社会の営みはありえないと信ずるのであります。この理念のもと、われわれ喜入町民は、今こそ古いも若きも総力を挙げて人間本然の姿を希求し、心豊かでぬくもりに満ちた偉大なふるさとづくりを念じようとするものであります。」</p> <p>ここにおいて、私たちは隣人との出会いを大切に、支え合い、連帯し、温かく生かしあう郷土喜入の風土づくりのため、人間再考の道である愛と親せつの輪を広げ、香り高き心の文化を咲かせるため次の運動を仲よく展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、家庭を愛する運動 一、青少年を愛する運動 一、隣人を愛する運動 一、郷土を愛する運動 <p>昭和58年9月23日 喜入町</p>

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時までに検討するものとする。

(様式2) その1

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(11) 健康のまち宣言 -6	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>お茶の香りと伸びゆく若さを誇りとする松元町は、豊かな自然と活力に満ちた人情豊かな町である。この恵まれた環境のもとで、健康教室や健康スポーツにより健康の保持・増進のため、健康の大切さ、尊さを町民一人一人が認識していくことが重要である。明るく豊かな活力に満ちたまちづくりをめざして、地域の活性化をはかり住みよい環境づくりを心がけ、創造力あふれるまちづくりを進めるために、次のことを誠心努力することを宣言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康教育の充実 2 町民総スポーツの推進 3 食生活改善教育の普及 4 各種検診の積極的受診 5 住みよい環境づくり <p>平成5年3月30日 松元町</p>	<p>該当なし。</p>	<p>松元町のみ。</p>	<p>宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。</p>

(様式2) その1

行政制度等の調整方針

事務事業名	現況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(11) 卓球のまちまつもと -7	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>自然と社会環境の調和した町づくりを進めるわたしたちのふる里松元町は「健康の町」宣言や「町民一人一学習・スポーツ・ボランティア」のスローガンなどで多くの成果をあげてきました。</p> <p>特に卓球は年齢性別を問わずだれでも参加できる気軽なスポーツとして町民に親しまれ健康づくりや地域活性化に役立っています。また、鹿児島県卓球連盟の絶大なる支援と協力で各種卓球大会、実技講習会等を開催しています。全九州卓球まつもと選手権大会は、県内は勿論沖縄・山口を含む九州全県からの参加を見るまでに発展し、県内外へ「松元町は卓球のまち」として知られるようになりました。これからも卓球を通じて町民の健康づくりスポーツ文化の高揚を図りながらうらおいと活力ある町づくりに取り組むことといたします。</p> <p>よってここに「卓球のまちまつもと」を宣言します。</p> <p>平成7年4月1日 松元町</p>	<p>該当なし。</p>	<p>松元町のみ。</p>	<p>宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時までに検討するものとする。</p>

(様式2) その1

行政制度等の調整方針

事務事業名	現況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(11) 「青少年健全育成宣言の -8 まち」松元町	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
(11) 生涯学習の町宣言 -9	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>郷土の未来を担う青少年に対する松元町民の期待は大きい。青少年に、新しい時代を切り拓く積極的な行動力や夢と希望を育てることは青少年育成の重要な課題であり、それはまた、すべての町民の切実な願いでもある。</p> <p>今こそ、われわれは、ぬくもりに満ちたふるさと松元町を創造する原動力となる青少年を健全に育成するため、「心の教育」を重視し、「生きる力」を育み、家庭や関係機関団体及び地域社会が連携し教育力をさらに高める。</p> <p>ここに、町民総ぐるみで積極的に推進する「青少年健全育成のまち」を宣言し、特に次の事項の実現に努めることを決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心が通い合い、規律のある家庭づくりに努める。 2. あいさつ運動や声かけ運動などを積極的にすすめ、地域の青少年に目を向け、連帯意識を高める。 3. スポーツ活動・文化活動・奉仕活動などの集団活動に、青少年を参加させ心身を鍛えるとともに、社会の一員としての自覚を高める。 4. 青少年が誇れる豊かな自然と、郷土愛あふれる環境づくりに努める。 <p>平成13年2月17日 松元町</p>	<p>該当なし。</p>	<p>松元町のみ。</p>	<p>宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>わたしたち郡山町民は、生涯にわたり「だれでも、いつでも、どこでも」学ぶ心を持ち、未来に対応できる人づくりと、豊かな心で生きがいの持てる町「郡山」の実現のために、学び続けることをここに宣言します。</p> <p>平成4年7月20日 郡山町</p>	<p>郡山町のみ。</p>	<p>宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。</p>

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(21) 砂防関連施設 -5	該当なし。	該当なし。	金床砂防公園 ・公園施設 設置:国及び桜島町 管理:桜島町 ・砂防施設 設置及び管理:国	該当なし。
(23) 消防業務 -1	該当なし。	始良郡西部消防組合に加入し、実施している。 ・構成市町村 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町	該当なし。	該当なし。
(23) 介護保険業務 -2	該当なし。	該当なし。 (介護認定審査会の審査判定業務を鹿児島市に委託。)	該当なし。 (吉田町に同じ。)	指宿広域市町村圏組合に加入し、実施している。 (介護認定審査会の審査判定業務のみ。) ・構成市町村 喜入町 指宿市 山川町 開聞町 額娃町
(23) ごみ処理業務 -3	該当なし。	始良郡西部衛生処理組合に加入し、実施している。 ・構成市町村 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町	該当なし。	該当なし。
(23) 斎場の管理・運営業務 -4	該当なし。	始良郡西部衛生処理組合に加入し、実施している。 ・構成市町村 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町	該当なし。	指宿広域市町村圏組合に加入し、実施している。 ・構成市町村 喜入町 指宿市
(23) し尿処理業務 -1	該当なし。	始良郡西部衛生処理組合に加入し、実施している。 ・構成町 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	桜島町が設置した公園施設については、合併時に鹿児島市の砂防関連施設として引き継ぐものとし、管理については、合併時までに見直すものとする。 国が設置した公園施設については、管理者の見直しを含め、合併時までに関係機関と調整するものとする。
日置地区消防組合に加入し、実施している。 ・構成市町村 松元町 郡山町 市来町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町	松元町に同じ。 ・構成市町村 ※松元町に同じ	・吉田町は始良郡西部消防組合、松元町及び郡山町は日置地区消防組合に加入している。 ・松元町、郡山町には警防拠点がない。	吉田町、松元町及び郡山町は、加入している一部事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。
日置広域連合に加入し、実施している。 (介護保険業務全般) ・構成市町村 松元町 郡山町 市来町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町	日置広域連合に加入し、実施している。 (松元町に同じ。) ・構成市町村 ※松元町に同じ	・喜入町は指宿広域市町村圏組合、松元町及び郡山町は日置広域連合に加入している。	喜入町、松元町及び郡山町は、加入している一部事務組合及び広域連合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。
日置地区塵芥処理組合に加入し、実施している。 ・構成市町村 松元町 郡山町 東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町	松元町に同じ。 ・構成市町村 ※松元町に同じ。	吉田町は始良郡西部衛生処理組合、松元町及び郡山町は日置地区塵芥処理組合に加入している。	吉田町、松元町及び郡山町は、加入している一部事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	吉田町は始良郡西部衛生処理組合、喜入町は指宿広域市町村圏組合に加入している。	吉田町及び喜入町は、加入している一部事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	吉田町は始良郡西部衛生処理組合に加入している。	吉田町は、合併の日の前日をもって始良郡西部衛生処理組合を脱退し、吉田町に係るし尿処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本的に合併時まで調整するものとする。

行政制度等の調整方針

事務事業名	現況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(24) 地域福祉センター管理運営事業 -1	該当なし	(1)内容 吉田町地域福祉センター (デイ支援センター) ・利用時間 8:30～17:00 ・使用料 有料 ・対象 特に限定していない (2)管理運営 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会に委託 (3)14年度予算 12,714千円	該当なし	該当なし
(26) 公立保育所運営事業 -3	○事業目的・内容 保育に欠ける児童を市立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。 ○市立保育所 8カ所 30人定員 1カ所 60人定員 2カ所 90人定員 1カ所 120人定員 2カ所 140人定員 1カ所 150人定員 1カ所 定員合計 770人 入所児童数合計(15.4.1) 691人 ○延長保育料(1時間延長) 月額2,500円 日額150円 生活保護世帯・前年分所得税及び前年度分市民税非課税世帯は0円	○事業目的・内容 保育に欠ける児童を町立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。 ○町立保育所 2カ所 30人定員 1カ所(本名) 45人定員 1カ所(宮之浦) 定員合計 75人 入所児童数合計(15.4.1) 66人 ○延長保育未実施 (2カ所を統合して90人定員保育所を建設し特別保育事業を充実する計画有り。)	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
該当なし	該当なし	吉田町のみ	吉田町の地域福祉センターについては、合併時に現行どおり引き継ぐものとし、管理運営については、現行の住民サービスの水準を低下させないことを基本に合併時までに調整するものとする。
該当なし。	<p>○事業目的 保育に欠ける児童を町立保育所で保育することにより、児童の福祉の向上を図る。</p> <p>○町立保育所 1カ所 45人定員 1カ所(花尾) 定員合計 45人 入所児童数合計(15.4.1) 34人</p> <p>○延長保育料(1時間延長) 100円/日額 生活保護世帯・前年分所得税及び前年度分市民税非課税の母子世帯等は0円</p>	鹿児島市、吉田町及び郡山町のみ。	吉田町及び郡山町の町立保育所については、合併時に鹿児島市の市立保育所として引き継ぐことを基本とし、管理運営については、現行の住民サービスの水準を低下させないことを基本に合併時までに調整するものとする。

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(26) 放課後児童健全育成事業 -6	1.実施方法 公設民営 39箇所 小学校数61校 児童数32,905人 (うち1~3年生16,050人)	1.実施方法 公設民営 2箇所 民設民営 1箇所 小学校数5校 児童数878人 (うち1~3年生418人)	1.実施方法 公設民営 1箇所 小学校数2校 児童数249人 (うち1~3年生136人)	1.実施方法 民設民営 3箇所 小学校数6校 児童数811人 (うち1~3年生377人)
	2.運営方法 児童クラブ運営委員会に委託	2.運営方法 運営委員会(1箇所) 社会福祉法人(2箇所)に委託	2.運営方法 児童クラブ運営委員会に委託	2.運営方法 社会福祉法人に補助
	3.指導員配置基準 児童数10~19人 1人以上 児童数20~30人 2人 児童数31~40人 2人+1人(4・5月) 児童数41~50人 3人 児童数51人~ 3人+1人(4・5月)	3.指導員配置基準 1人以上 3箇所とも2人配置	3.指導員配置基準 児童数10~19人 2人	3.指導員配置基準 各社会福祉法人による。
	4.実施時間 平日 14時~18時 土曜日 9時~18時 夏休み等 9時~18時	4.実施時間 平日 13時~17時 (1箇所) 13時~17時30分 (1箇所) 13時~18時 (1箇所) 土曜日 8時~19時30分 (1箇所) 9時~17時 (1箇所) 9時~18時 (1箇所) 夏休み等 8時~19時30分 (1箇所) 9時~17時 (1箇所) 9時~18時 (1箇所)	4.実施時間 平日 13時~18時 土曜日 9時~18時 夏休み等 9時~18時	4.実施時間 平日 12時30分~19時 (2箇所) 13時~18時 (1箇所) 土曜日 7時~19時 (1箇所) 8時~18時 (1箇所) 8時~19時 (1箇所) 夏休み等 7時~19時 (1箇所) 8時~18時 (1箇所) 8時~19時 (1箇所)
	5.保護者負担金 月額3,500円(市の歳入) 生活保護世帯、母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯など減免制度あり。 おやつ代等は、各クラブ運営委員会で月額 2,000円徴収	5.保護者負担金 月額5,000~6,000円 おやつ代を含む。	5.保護者負担金 月額4,000円(町の歳入) 兄弟利用は減免制度あり。 おやつ代等は、各クラブ運営委員会で月額 1,000円徴収	5.保護者負担金 月額3,000~4,000円 おやつ代を含む。 行事費等は別途徴収
	6.委託料 1クラブあたり年額 (児童数10~19人)3,312,228円 (児童数20~30人)3,589,901円 (児童数31~40人)3,856,499円 (児童数41~50人)5,079,902円 (児童数50人~) 5,346,501円	6.委託料 1クラブあたり年額 (児童数10~19人)1,200,000円 (児童数20人~)1,751,000円	6.委託料 1クラブあたり年額 (児童数10~19人)2,396,000円	6.補助金 1クラブあたり年額 1,183,000円~1,502,400円 国庫補助基準額を準用

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
1.実施方法 公設民営 2箇所 小学校数4校 児童数948人 (うち1~3年生439人)	1.実施方法 民設民営 1箇所 小学校数3校 児童数523人 (うち1~3年生251人)	実施方法が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとし、運営方法については合併時までに調整を行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。
2.運営方法 児童クラブ運営委員会に委託	2.運営方法 社会福祉法人に委託	委託先が異なる。	
3.指導員配置基準 2人(1箇所) 3人(1箇所)	3.指導員配置基準 (登録児童35人以上)2人	配置基準が異なる。	
4.実施時間 平日 13時~18時 (1箇所) 14時~18時 (1箇所) 土曜日 8時~17時 (1箇所) 9時~18時 (1箇所) 夏休み等 8時~18時 (1箇所) 9時~18時 (1箇所)	4.実施時間 平日 13時~18時 土曜日 9時~18時 夏休み等 9時~18時	実施時間が異なる。	
5.保護者負担金 月額2,600~3,000円 おやつ代を含む。	5.保護者負担金 月額4,000~6,000円 おやつ代を含む。	金額が異なる。 減免制度が異なる。 歳入としての取扱が異なる。	
6.委託料 1クラブあたり年額 1,735,000円~2,699,000円 国庫補助基準額を準用	6.委託料 1クラブあたり年額 2,699,000円(上限) 国庫補助基準額を準用	委託料が異なる。	

(様式2) その1

行政制度等の調整方針

事務事業名	現況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(27) 養護老人ホーム喜入園管理運営事業 -7	該当なし。	該当なし。	該当なし。	「養護老人ホーム喜入園」平成9年度設置 建物面積2,643㎡ 50床 職員数10名(パート12名) 15年度予算 116,764千円
(32) 桜島町交通事業(フェリー)事業主体 -5	該当なし。	該当なし。	地方公営企業法の一部(財務規定)を適用した公営企業	該当なし。
(32) 自動車航送料助成 -7	該当なし。	該当なし。	桜島町自動車航送料助成事業 ・開始:平成12年4月 ・目的:町民の利便性向上、定住促進 ・内容:フェリーの車両回数券(36枚)の1/2の助成 年2回まで ・14年度実績:1,371世帯 ・14年度決算:48,637千円	該当なし。
(32) 自家用自動車通勤費助成 -8	該当なし。	該当なし。	桜島町自家用自動車通勤費助成事業 ・開始:平成9年4月 ・目的:町民の定住促進、町の活性化 ・内容:フェリーの車両回数券(48枚)から5千円を控除した額の1/2を助成 年12回まで ・14年度利用者数:44人 ・14年度決算:7,840千円	該当なし。
(32) 自動車運送事業バス路線等(路線バス) -10	1 路線数 35路線 (周遊バスを含む) 2 運行本数 平日 1,709本 土・日・祝日 1,407本 3 車両数 181両	該当なし。	1 路線数 4路線 2 運行本数 平日・土 73本 日・祝日 71本 3 車両数 7両	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	喜入町の養護老人ホームについては、合併時に現行どおり引き継ぐものとし、管理運営については、現行の住民サービスを低下させないことを基本に合併時まで調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	地方公営企業法の規定の全部適用により、運航する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。 制度の経過を踏まえ、廃止に伴う対応策として、回数券制度の拡充が考えられるが、協議調整が必要である。	合併時に廃止する。 合併時までにフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討する。このことにより、利用者負担が軽減されることになる。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。 制度の経過を踏まえ、廃止に伴う対応策として、定期券制度の新設が考えられるが、協議調整が必要である。	合併時に廃止する。 合併時までにフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討する。このことにより、利用者負担が軽減されることになる。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 路線等が異なる。	桜島町の自動車運送事業(路線バス)の路線数等は、現行のサービス水準を維持することを基本として、合併時に再編する。

(様式2) その1

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(32) 自動車運送事業バス路線 -11 等(定期観光バス)	1 路線 市内観光(1路線) 2 運行本数 2本/日 3 車両数 2両	該当なし。	1 路線 桜島島内観光(1路線) 2 運行本数 2本/日 3 車両数 2両(貸切共用)	該当なし。
(32) 自動車運送事業料金制度 -15 等(定期観光バス)	大人 1,520円・付帯料金 980円 小人 760円・付帯料金 540円	該当なし。	大人 1,700円・付帯料金 なし 小人 850円・付帯料金 なし	該当なし。
(34) 姉妹・友好都市(海外) -4	1 ナポリ市(昭和35年5月3日姉妹都市 盟約) 2 パース市(昭和49年4月23日姉妹都 市盟約) 3 長沙市(昭和57年10月30日友好都 市締結) 4 マイアミ市(平成2年11月1日姉妹都 市盟約)	該当なし。	リボン市(昭和61年10月16日友好都市 締結)	該当なし。
(38) ファクシミリによる証明交 -3 付事務	該当なし。	該当なし。	1箇所設置 場所は袴腰フェリーターミナル 交付種類は住民票、印鑑証明、納税証 明(軽自動車) 取扱時間は平日の8時30分から17時 まで	該当なし。
(42) 督促手数料 -35	・税条例 督促状1通 30円	・税条例 督促状1通 100円	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
	・介護保険条例 督促状1通 30円	・介護保険条例 督促状1通 100円	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
	・税外収入金の督促手数料及び延滞金 に関する条例 督促状1通 30円	該当なし。	・税外収入金の督促手数料及び延滞金 に関する条例 督促状1通 100円	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 路線等が異なる。	桜島町の自動車運送事業(定期観光バス)は、合併時に 路線及び車両数を再編する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 料金が異なる。	桜島町の自動車運送事業(定期観光バス)の料金は、合 併時に路線の再編に合わせて改定する。
該当なし。	該当なし。	海外の姉妹・友好都市の有無及び交流内容が異なる。	鹿児島市の姉妹・友好都市は現行どおりとし、桜島町の友 好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏ま え、その取扱いを決定するものとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	現行どおりとする。ただし、具体的な実施方法につい ては、合併時までに調整するものとする。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	市と5町で金額が異なる。	合併時に再編する。(合併日以降に発する督促状に係るも のから実費相当額も参考にしながら調整する。)
・介護保険条例(日置広域連合の取り扱い) 督促状1通 100円	松元町に同じ。		
桜島町に同じ。	桜島町に同じ。		

(様式2) その1

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(44) 高齢者等家畜導入事業 -36	高齢者等肉用牛導入事業(国庫) 市内に居住する満60歳以上の農家に5年間無利子で生産牛の貸付を行う。(基金による事業) ・基金名 鹿児島市高齢者等肉用牛導入基金 ・基金総額 33,837千円(13年度末)	鹿児島市に同じ。 ・基金名 吉田町特別導入事業基金 ・基金総額 10,872千円(13年度末)	該当なし。	該当なし。
	家畜貸付事業 該当なし。	吉田町有牛導入事業 町民(年齢制限なし)に肉用牛雌牛を5年間貸付(限度額:400千円)、5年後に導入価格で譲渡。 13年度末貸付頭数:20頭 ・基金名 吉田町有牛導入事業基金 ・基金総額 8,822千円(13年度末)	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>鹿児島市に同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 松元町肉用牛特別導入基金 ・基金総額 8,049千円(13年度末) 	<p>鹿児島市に同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 肉用牛特別導入事業基金 ・基金総額 5,695千円(13年度末) 	<p>鹿児島市、吉田町、松元町、郡山町のみ。</p>	<p>合併時に新たな制度を制定し、再編する。 (家畜貸付については、現行の住民サービスを低下させないことを基本に調整するものとする。)</p>
<p>松元町肉用銘柄牛素牛導入事業 限度額 400千円(2年間貸付) 13年度末貸付頭数:41頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 松元町銘柄牛素牛導入事業基金 ・基金総額 15,000千円(13年度末) <p>松元町肉用繁殖雌牛及び肉用繁殖雌豚導入事業 生産牛 400千円 (5年間貸付) 繁殖豚 60千円 (4年間貸付) 13年度末貸付頭数:豚24頭・牛10頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 松元町肉用繁殖雌牛及び肉用繁殖雌豚導入基金 ・基金総額 10,000千円(13年度末) 	<p>肉用牛特別導入事業(町単) 肉用牛(繁殖雌牛)導入5年間貸付 (限度額:40万円) 13年度末貸付頭数:70頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 肉用牛特別導入事業基金(町単) ・基金総額 26,175千円(13年度末) 		

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(45) 企業誘致の推進(補助金等) -3	<p>【企業立地促進補助金】 設備投資額×2%+新規雇用者数×30万円(限度額2,300万円)</p> <p>○対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種:製造業、ソフトウェア業、研究開発型企業等 ・設備投資額 製造業:1億円以上10億円未満 ソフトウェア業等:1千万円以上〃 (用地取得費を除く) ・新規雇用者 製造業:1人以上10人以下 ソフトウェア業等:〃5人以下 <p>○根拠条例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市企業立地促進補助金交付要綱 <p>○開始年度 平成10年度</p>	<p>【奨励金】 固定資産税の1/2の額(3年間)</p> <p>【用地取得補助金】 町及び開発公社が造成した工業団地取得価格の100分の30以内(限度額3,000万円)</p> <p>その他町長が工業団地として認める区域</p> <p>取得価格の100分の10以内(限度額1,000万円)</p> <p>【雇用促進補助金】 新規雇用者数×5万円(限度額500万円)</p> <p>○対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種:製造業等 ・3,000㎡以上の土地取得後3年以内に操業開始 ・設備投資額が1,000万円以上 ・新規雇用者が10人以上 <p>○根拠条例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉田町工場等立地促進条例 <p>○開始年度 平成9年度</p>	<p>【企業立地促進補助金】 新規地元雇用者数×5万円(限度額500万円)</p> <p>設備投資額の10分の1(限度額1,500万円)</p> <p>【奨励金】 固定資産税に一定の率を乗じた額(3年間)</p> <p>1年目:賦課された固定資産税額の10分の10以内</p> <p>2年目:〃10分の7以内</p> <p>3年目:〃10分の5以内</p> <p>○対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種:製造業、旅館業 ・過疎法に基づく優遇措置の要件に該当しない事業者(固定資産取得価格の規定額は過疎法の規定と同額) <p>○根拠条例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜島町企業立地促進条例 <p>○開始年度 平成2年度</p>	<p>【奨励金】 工業用地取得等のため奨励金を予算の範囲で交付</p> <p>○対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種:製造業 ・不均一課税のほか町長が必要と認めるとき <p>○根拠条例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜入町工業開発促進条例 <p>○同施行規則</p> <p>○開始年度 昭和62年度</p>
(46) 公立幼稚園児の送迎 -6	該当なし。	該当なし。	送迎 ①町営定期バス料金を全額補助 ②定期バスに送迎人(臨時)が乗り込んで送迎	該当なし。

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>【奨励金】 固定資産税に一定の率を乗じた額 (3年間) 1年目:賦課された固定資産税 額の10分の10以内 2年目: " 10分の7以内 3年目: " 10分の5以内 ○対象要件 ・業種:製造業、ソフトウェア業等 ・工場等への投資額500万円 以上 ・新規雇用者数10人以上 ○根拠条例等 ・松元町工業開発促進条例 ・同施行規則 ○開始年度 昭和48年度</p>	<p>【補助金】 工業用地取得補助及び新規地元雇用補 助 工業用地取得価格の10分の1以内の額＋ 新規雇用者数×5万円 (限度額1,000万円) ○対象要件 ・業種:製造業 ・設備投資額1,700万円以上 ・地元雇用者10人以上 ○根拠条例等 ・郡山町工場等立地促進条例 ・同施行規則 ○開始年度 平成元年度</p>	<p>補助金制度(金額、対象要件等)が異なる。</p>	<p>合併時に再編する。 なお、合併前に立地した企業については、経過措置を設 け対応する。</p>
<p>送迎 マイクロバス2台で送迎 (運転手は嘱託) ①H8.4.5 購入 ②H11.1.7購入</p>	<p>該当なし。</p>	<p>桜島町及び松元町のみ。</p>	<p>桜島町のバス料金補助制度については、合併する年度の 翌年度に廃止する。ただし、合併する年度に制度の適用を 受けている者については、卒園時まで継続するものとす る。送迎人については現行どおりとする。 松元町の送迎バスについては存続させるが、運営方法等 については合併時まで調整する。</p>

(様式2) その1

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(47) 各種スポーツ大会 -4	<ul style="list-style-type: none"> 市民体育大会(体協と共催) ママさんバレーボール大会(体協と共催) 市民卓球大会(体協と共催) 市民バドミントン大会(体協と共催) 	<ul style="list-style-type: none"> 町民運動会 壮年バレーボール大会 壮年ソフトボール大会 町内一周駅伝大会 クロスカントリー大会 	<ul style="list-style-type: none"> 桜島町民大運動会 夏季体育大会(教育振興会が主催) 桜島杯争奪男女混成バレーボール大会(体協と共催) 南日本小学生バレーボール大会(体協と共催) さくらじまカップ小学生バドミントン大会(体協と共催) 桜島爆発記念地域対抗駅伝競走大会 U-10マグマカップサッカー大会 南日本チビっ子サッカー大会(体協と共催) 火の島ソフトバレーボール大会 ランニング桜島大会 	<ul style="list-style-type: none"> 町民体育大会 ティーボール大会 ターゲットバードゴルフ大会 つわぶきマラソン大会
(47) 海水浴場 -5	磯海水浴場 1 開設期間 7月10日～8月31日 2 使用料等の徴収 荷物預かり料 大人(高校生以上)1回100円 小人(中学生以下)1回50円 3 管理棟の設置 有 4 管理棟の期間外の開放 実施している 5 教育委員会 所管 (市河川港湾課から海浜を借出し開設する)	該当なし。	西道海水浴場 1 開設期間 7月20日～8月31日 2 使用料等の徴収 無 3 管理棟の設置 有(建設課所管) 4 管理棟の期間外の開放 実施していない 5 教育委員会 所管 (県土木事務所から海浜を借出し開設する)	生見海水浴場 1 開設期間 7月第2土曜日～8月31日 2 使用料等の徴収 無 3 管理棟の設置 無 4 ー 5 経済課 所管 (県土木事務所から海浜を借出し開設する)
(47) 体育施設 -6	1 鹿児島アリーナ 2 市民体育館 3 鴨池公園(野球場・多目的屋内運動場・水泳プール・広場・テニスコート) 4 東開庭球場	1 文化体育センター 2 総合運動公園(グラウンド・テニスコート) 3 ゲートボール場 4 屋外運動場照明施設(吉田南中) 運動公園施設設置基金 3,931千円	1 総合体育館 2 勤労者体育センター 3 溶岩グラウンド(第1・第2・第3) 4 桜島町クラブハウス 5 運動広場(12広場) 6 桜島町溶岩グラウンド照明施設	1 総合体育館 2 陸上競技場 3 武道館(武道場・弓道場) 4 テニス競技場 5 相撲場 6 多目的グラウンド
(47) 青少年生活体験・交流事業 -23	青少年生活体験・交流事業 ・輝北町の小・中学生との交流	該当なし。	火の島交流事業 熊本県阿蘇町の小・中学生との交流	喜入町青少年の船受入れ事業 昭和63年度から沖縄県与那城町と姉妹盟約の交流・受け入れを隔年おきに実施 補助金150万円 小・中・高40人

(様式2) その2

現況		課題	調整方針
松元町	郡山町		
<ul style="list-style-type: none"> ・町民体育大会(体協と共催) ・公園杯バレーボール大会 ・全九州卓球まつもと選手権大会 ・西日本中学選抜オープン卓球大会 ・公園杯ソフトボール大会 ・公園杯グラウンドゴルフ大会 ・公園杯ゲートボール大会 ・お茶まつりバレーボール大会 ・夏季バレーボール大会 ・お茶まつりソフトボール大会 ・町内一周駅伝競走大会 ・町ソフトバレーボール大会 ・お茶まつり弓道大会 ・お茶まつりジョギング大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民体育祭(体協と共催) 	大会規模等が異なる。	5町のスポーツ大会については、実施主体等について合併時まで調整する。
該当なし。	該当なし。	開設期間等が異なる。	桜島町及び喜入町の海水浴場の開設期間や同期間中の管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。
<ul style="list-style-type: none"> 1 せせらぎ公園町民プール 2 武道館 3 弓道場 4 屋外運動場照明施設 (松元小・東昌小・春山小・石谷小) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 早馬球技場 2 花尾運動場 3 弓道場 4 屋外運動場照明施設(郡山中) 	開設時間、申込方法、減免規定等が異なる。	5町の社会体育施設は合併時に鹿児島市の社会体育施設として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。また、照明施設は、設備という位置付けとし、学校に設置してある照明施設は、学校体育施設開放事業の利用に供するものとする。 吉田町の運動公園施設設置基金については、合併時に廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰り入れる。
該当なし。	青少年の船事業 知名町との交流(5泊6日)	交流相手等が異なる。	鹿児島市の輝北町との交流は現行どおりとし、桜島町の火の島交流、喜入町の青年の船受け入れ事業及び郡山町の青少年の船事業については、合併時まで交流相手の意向や地域の実情も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
(48) 土地開発公社 -2	鹿児島市土地開発公社 保有地 谷山駅周辺地区リニューアル整備事業用地 鹿児島実業高校跡地取得事業用地 都市計画道路事業用地(2路線) 横井埋立処分場2工区覆土取場整備事業用地	県町村土地開発公社 吉田町支社 管理地 佐多浦工業団地 (平成15年度中に処分見込)	県町村土地開発公社 桜島町支社 管理地 該当なし。	県町村土地開発公社 喜入町支社 管理地 若者定住宅地分譲事業(一倉地区)
(48) 複合施設等 -7		<p>○輝楽里よしだ館・ふれあいパークよしだ</p> <p>1 輝楽里よしだ館 (1) 施設の概要 建物構造 木造平屋建 建物面積 113㎡ 供用開始 平成14年度 展示販売室など (2) 管理運営 委託 輝楽里よしだ館運営組合 (3) 主な使用料 ・町内使用者 販売売上の25%以内 ・町外使用者 販売売上の30%以内 ただし、現在輝楽里よしだ館運営組合からは徴収していない。</p> <p>2 ふれあいパークよしだ (1) 施設の概要 施設面積 5,525㎡ 供用開始 平成10年度 県所有 土地:2,255㎡ 施設:駐車場, 四阿など 施設は県より管理を受託 町所有 土地:3,270㎡ (2) 管理運営 委託:輝楽里よしだ館運営組合 直営(一部):建設課 (3) 主な使用料 なし</p>	<p>○火の島めぐみ館・桜島旬彩館</p> <p>1 火の島めぐみ館 (1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造 一部木造平屋建 建物面積 746.15㎡ 供用開始 平成12年度 物産直売所, 食事提供室など (2) 管理運営 直営 町職員2人(兼務) 臨時職員6人 (3) 主な使用料 ・多目的交流施設 1時間 200円 ・物産直売室 町内使用者 販売額の15%相当額 (桜島町農産加工グループ及び町内の公共的団体以外の事業所については、20%相当額) 町外使用者 販売額の30%相当額</p> <p>2 桜島旬彩館 (1) 施設の概要 建物構造 鉄骨造平屋建 建物面積 420.20㎡ 供用開始 平成7年度 調理加工室, 低温貯蔵庫, 研修室など (2) 管理運営 直営 町職員1人(兼務) (3) 主な使用料 加工室 1日 3,000円 夜間 2,500円</p>	<p>○喜入八幡温泉保養館・喜入町室内温水プール・多目的広場</p> <p>全体施設面積 75,000㎡(内, 町有地34,079㎡, 県管理地40,921㎡)</p> <p>1 喜入八幡温泉保養館 (1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建 建物面積 3,478.33㎡ 供用開始 平成4年度 1階:浴場, レストラン, 売店など 2階:大広間, 個室など (2) 管理運営 直営(一部委託) 直営:町職員2人, 委託:民間(受付・清掃・機械管理) (3) 主な使用料 ・浴場 大人(高校生以上) 300円/回 小人(3才以上中学生以下) 130円/回 など ・大広間 700円/室・時間など</p> <p>2 喜入町室内温水プール (1) 施設の概要 建物構造 鉄骨造平屋建 建物面積 2,083.53㎡ 供用開始 平成5年度 競泳用プール(25m, 8コース), レジャープール, スライダー など (2) 管理運営 直営(一部委託) 直営:町職員2人(兼務) 委託:民間(受付・清掃・機械管理・プール監視) (3) 主な使用料 大人(高校生以上) 500円/回 小人(3才以上中学生以下) 300円/回 など</p>

(様式2) その2

現況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>県町村土地開発公社 松元町支社 管理地 中尾団地 四元工業団地</p>	<p>県町村土地開発公社 郡山町支社 管理地 住宅用地販売促進事業 (油須木・上油須木団地) 住宅用地販売促進事業(甲突団地) (いずれも平成15年度中に処分見込)</p>	<p>事務取扱機関が異なる。</p>	<p>5町は、各町に係る県町村土地開発公社保有の土地を合併の日の前日までに買い戻し、県町村土地開発公社を合併の日の前日をもって脱退する。 財産については、合併時に鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。</p>
<p>○松元町平野岡健康づくり公園(運動施設, 体育館・温泉施設, 茶山房)</p> <p>1 松元町平野岡健康づくり公園 (運動施設)</p> <p>(1) 施設の概要 施設面積 50,599㎡ 供用開始 平成3年度 多目的グラウンド、テニスコート、 補助グラウンド、 多目的ドーム(H15年度建築中)など</p> <p>(2) 管理運営 直営(一部委託) 直営:町職員3人(うち2人兼務)、 臨時職員2人、委託:民間(清掃)</p> <p>(3) 主な使用料 ・多目的グラウンド 500円/時間 ・テニスコート 200円/面・2時間 ・補助グラウンド 200円/時間など</p> <p>2 松元町平野岡健康づくり公園 (体育館・温泉施設)</p> <p>(1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造 建物面積 5,247.46㎡ 供用開始 平成5年度 1階:体育館、温泉など 2階:多目的室など</p> <p>(2) 管理運営 直営(一部委託) 直営:町職員3人(うち2人兼務)、 臨時職員2人、委託:民間(清掃)</p> <p>(3) 主な使用料 ・体育館 500円/時間 ・浴場 大人(高校生以上) 280円/回 中人(6才以上中学生以下) 110円/回など</p>	<p>○八重の里・竹林公園</p> <p>1 八重の里 (1) 施設の概要 建物構造 木造平屋建 建物面積 218.97㎡ 供用開始 平成8年度 展示販売室, 食品加工室など</p> <p>(2) 管理運営 委託 郡山町特産品協会</p> <p>(3) 主な使用料 物品売上額の30%以内 ただし、現在、町特産品協会へ無償貸付している。</p> <p>2 竹林公園 (1) 施設の概要 施設面積 5,636㎡ 供用開始 平成8年度 県所有 施設:駐車場, 四阿など 施設は県より管理を受託 県管理地 土地:1,452㎡ 町所有 土地:4,184㎡</p> <p>(2) 管理運営 委託 郡山町公共施設管理公社</p> <p>(3) 主な使用料 なし</p>	<p>管理運営及び使用料等が異なる。</p>	<p>吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の複合施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、現行の住民サービス水準を低下させないことを基本に合併時まで調整するものとする。</p> <p>松元町の平野岡運動公園整備基金については、合併時に廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰り入れる。</p> <p>県が設置した吉田町のふれあいパークよしだ、桜島町の桜島緑地施設(緑地広場・人工海浜)及び郡山町の竹林公園の施設については、管理業務を合併時に鹿児島市に引き継ぐものとする。</p> <p>喜入町の複合施設及び郡山町の竹林公園が所在する土地のうち、県が占用許可する土地の使用については、合併時に地位を鹿児島市に引き継ぐことを基本に調整するものとする。</p>

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
			<p>○国民宿舎「レインボー桜島」・桜島マグマ温泉・桜島緑地施設(緑地広場・人工海浜)</p> <p>1 国民宿舎「レインボー桜島」</p> <p>(1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造3階建 建物面積 3,815.66㎡ 供用開始 平成12年度 食堂, 和宴会場, 大会議室, 客室(27室)など</p> <p>(2) 管理運営 委託(財)休暇村協会</p> <p>(3) 主な使用料 宿泊料 和室(タイプ1) 大人 5,000円 小人 4,000円 幼児 2,000円 和室(タイプ2) 大人 6,000円 小人 5,000円 幼児 2,500円 洋室 大人 6,500円 小人 5,500円 幼児 2,700円 会議室料 全室 1時間 2,000円 休憩室 1時間 3,000円 ※別に消費税を加算</p> <p>2 桜島マグマ温泉</p> <p>(1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造 平屋建 建物面積 840.853㎡ 供用開始 平成12年度 一般浴場2か所, 身障者兼家族風呂, 休憩所</p> <p>(2) 管理運営 委託(財)休暇村協会</p>	<p>3 多目的広場</p> <p>(1) 施設の概要 供用開始 平成7年度 ゲートホール8面 など</p> <p>(2) 管理運営 直営:町職員2人(兼務)</p> <p>(3) 主な使用料 ・ゲートホール 50円/面・時間 ・全面 400円/時間</p>

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
<p>3 松元町平野岡健康づくり公園 (茶山房)</p> <p>(1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建 建物面積 718.43㎡ 供用開始 平成7年度 1階:実習室,茶室など 2階:研修室,洋室</p> <p>(2) 管理運営 直営(一部委託) 直営:町職員3人(うち2人兼務), 臨時職員2人, 委託:民間(清掃)</p> <p>(3) 主な使用料 ・研修 町内:100円/人・研修 町外:150円/人・研修 ・宿泊 町内:200円/人・泊 町外:300円/人・泊 など</p> <p>平野岡運動公園整備基金 4,830千円</p>	<p>○八重山公園</p> <p>(1) 施設の概要 施設面積 73,152.66㎡ 供用開始 平成2年度 多目的広場,モニュメント広場,交流促進 センター,コテージ(7棟),常設テントサイト, シャワー,炊事棟 など</p> <p>(2) 管理運営 委託 郡山町公共施設管理公社</p> <p>(3) 主な使用料 ・多目的広場 310円/時間 ・モニュメント広場 2,040円/時間 ・人工ソリ 210円/台・時間 ・交流促進センター 基本料金 8,000円/室・泊 大人 1,050円/人・泊 小人(中学生以下) 525円/人・泊 ・コテージ 15,750円/棟・泊 ・テントサイト 3,000円/張・泊 ・入村料 大人 200円/人 小人(中学生以下) 100円/人 ・シャワー室 100円/回 など</p>		

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
			<p>(3) 主な使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴料 大人 300 円 小人 120 円 町民の65歳以上 150 円 1日入浴券 大人 700円 小人 280円 団体入浴 大人250 円 (10名以上29名以下) 小人110 円 団体入浴(30名以上) 大人230 円 小人100 円 家族風呂 1時間以内 1,100 円 ロッカー等使用料 100～200 円 <p>3 桜島港緑地施設(緑地広場)</p> <p>(1) 施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設面積 10,000㎡ 供用開始 平成13年度 県所有(施設:ボードウォーク, 展望所, 休憩所, 多目的トイレなど) 施設は県より管理を受託 町所有(土地: 10,000㎡) <p>(2) 管理運営 直営(観光課)</p> <p>(3) 主な使用料 なし</p> <p>4 桜島港緑地施設(人工海浜)</p> <p>(1) 施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設面積 13,000㎡ 供用開始 平成14年度 県所有(施設:人工ビーチ, ボードウォーク, 園地多目的トイレなど) 施設は県より管理を受託 町所有(土地: 13,000㎡) <p>(2) 管理運営 直営(観光課)</p> <p>(3) 主な使用料 なし</p>	

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
	<p>○郡山町総合運動公園(総合運動公園・温泉活用型スパランド裸・楽・良)</p> <p>1 郡山町総合運動公園 (総合運動公園)</p> <p>(1) 施設の概要 施設面積 210,750㎡ 供用開始 平成9年度 多目的競技場, 多目的広場, テニスコート, 児童広場, グラウンドゴルフ場, 交流施設, いこいの森, ジョギングコース など</p> <p>(2) 管理運営 委託 (財)郡山町健康交流促進財団</p> <p>(3) 主な使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的競技場 アマチュア(児童生徒等) 全面 210 円/時間 ・多目的広場 アマチュア(児童生徒等) 全面 210 円/時間 ・テニスコート アマチュア(児童生徒等) 1面 110 円/時間 ・グラウンドゴルフ アマチュア(児童生徒等) 占用 210 円/時間 		

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
			<p>○さくらじま白浜温泉センター</p> <p>(1) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート3階建 建物面積 1,348㎡ 供用開始 平成5年度 一般浴場、福祉浴場、家族風呂 休憩室、食堂施設等</p> <p>(2) 管理運営 直営(町民生活課)</p> <p>(3) 主な使用料 ・一般浴場 個人入浴料 <div style="text-align: right;"> 大人 300円 小人 120円 町内居住の65歳以上の者 150円 </div> 回数券(大人) <div style="text-align: right;"> 12回分 2,900円 25回分 5,700円 </div> 回数券(町内居住の65歳以上の者) <div style="text-align: right;"> 10回分 1,500円 20回分 3,000円 </div> 団体(10名以上) <div style="text-align: right;"> 大人 200円 小人 100円 </div> 白浜温泉の日(毎月26日) 一律100円 ・福祉浴場(65歳以上の者、身体障害者手帳等の交付を受けている者) 町内居住の者 無料 上記以外の者 250円 ・家族風呂 <div style="text-align: right;"> 1時間 1,100円 </div> </p>	

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
	<p>2 郡山町総合運動公園 (温泉活用型スパランド裸・楽・良)</p> <p>(1) 施設の概要 建物構造 鉄骨造3階建・RC造 地下1階 建物面積 4,768.6㎡ 供用開始 平成12年度 ロビー, 売店, 洋風・和風 風呂, レストラン, 和食亭, 大広間, 研修室, スタジオ, トレーニングルーム ボディケアルーム リラクゼーションルーム 健康相談コーナー 客室18室(洋4,和10,和大3, 特別1)など</p> <p>(2) 管理運営 委託 (財)郡山町健康交流促進財団</p> <p>(3) 主な使用料 ・一般利用(バーデゾーン, 浴室, トレーニングルーム, スタジオ, リラクゼーションルームを一体 的に利用) 大人 1,200 円 小人 600 円 ・部分利用(一般利用部分から バーデゾーンを除いた施設を 一体的に利用)大人 800 円 小人 400 円 ・大広間(全部利用) 2時間 12,000円 ・研修室 2時間 6,000円</p>		

行政制度等の調整方針

事務事業名	現況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
(48) 町民会館管理運営 -11	該当なし。	該当なし。	該当なし。	喜入町町民会館(1, 2階部分) ・施設の使用形態 1階:事務室(4団体に目的外使用許可)、会議室 2階:大ホール、和室、結婚式場 (参考) 構造:鉄筋コンクリート造3階建 延床面積:1,325.226㎡ 建築年月:昭和43年10月 3階部分の使用形態:喜入町立図書館
(47) 図書館 -13	(1) 図書館名 鹿児島市立図書館 (2) 形態 併設(科学館) (3) 延床面積 5,146㎡ (4) 開館年 平成2年 (5) 移動図書館数 2台 (6) 分館・分室 6(公民館図書室) (7) 開館時間 9:30~18:00 平日の金曜 19:00まで (8) 休館日 毎週火曜日、年末年始 (9) 祝日 開館 (10) 地域外住民への貸出 通勤通学者 (11) 貸出冊数 計5冊 (12) 貸出期間 2週間 (13) 予約制限 5冊まで	(1) 図書館名 吉田町中央公民館 図書室 (2) 形態 併設(町中央公民館) (3) 延べ床面積 55㎡ (4) 開館年 昭和50年 (5) 移動図書館数 なし (6) 分館・分室 なし (7) 開館時間 8:30~16:30 (8) 休館日 毎週土・日曜日 (9) 祝日 閉館 (10) 地域外住民への貸出 鹿児島市・始良町・蒲生町 (11) 貸出冊数 計3冊 (12) 貸出期間 10日 (13) 予約制限 予約は受け付けていない	(1) 図書館名 桜島町公民館図書室 (2) 形態 併設(町公民館) (3) 延べ床面積 34㎡ (4) 開館年 昭和56年 (5) 移動図書館 なし (6) 分館・分室 1(公民館図書室) (7) 開館時間 8:30~17:00 (8) 休館日 年末年始 (9) 祝日 閉館 (10) 地域外住民への貸出 未実施 (11) 貸出冊数 計2冊 (12) 貸出期間 2週間 (13) 予約制限 2冊まで	(1) 図書館名 喜入町立図書館 (2) 形態 併設(町民会館) (3) 延べ床面積 140㎡ (4) 開館年 昭和43年 (5) 移動図書館 1台 (6) 分館・分室 6(公民館図書室) (7) 開館時間 9:00~17:00 (8) 休館日 毎週月曜日、年末年始 (9) 祝日 閉館 (10) 地域外住民への貸出 通勤者 (11) 貸出冊数 計5冊 (12) 貸出期間 15日 (13) 予約制限 予約は受け付けていない
(47) 公民館の設置 -15	市内を8つのブロックに分けた8館体制で、市民の生涯学習の推進や社会教育の振興を図っている。 延床 2,000㎡程度	中央公民館が1館が設置されている。 延床 890㎡	中央館1館 地区館1館 地区分館1館が設置されている。 延床 中央館 1,090㎡ 地区館 414㎡ 分館 50.8㎡	地区公民館が6校区にそれぞれ設置されている。 延床 350~410㎡程度

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。(今後の施設の運営方法の検討)	現状を踏まえ、合併時までには今後の運営方法について調整するものとする。
(1) 図書館名 松元町中央公民館図書室 (2) 形態 併設(町中央公民館) (3) 延べ床面積 93㎡ (4) 開館年 昭和57年 (5) 移動図書館 なし (6) 分館・分室 なし (7) 開館時間 8:30~17:00(火・木) 8:30~22:00(月・水・金) 10:00~20:00(土) 10:00~17:00(日) (8) 休館日 なし (9) 祝日 閉館 (10) 地域外住民への貸出 伊集院町 (11) 貸出冊数 児童5、一般5、計10冊 (12) 貸出期間 2週間 (13) 予約制限 予約は受け付けていない	(1) 図書館名 郡山町中央公民館図書室 (2) 形態 併設(町中央公民館) (3) 延べ床面積 78㎡ (4) 開館年 昭和53年 (5) 移動図書館 なし (6) 分館・分室 なし (7) 開館時間 8:30~17:00 (8) 休館日 毎週土曜日午後 (9) 祝日 閉館 (10) 地域外住民への貸出 未実施 (11) 貸出冊数 計5冊 (12) 貸出期間 10日 (13) 予約制限 5冊まで	開館時間、休館日等が異なる。	吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の図書室については地域公民館図書室とし、喜入町の図書館については喜入校区公民館図書室として、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとする。 管理運営については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。合併する年度は現行どおりとする。
中央公民館が1館が設置されている。 延床 1,305.80㎡	中央公民館が1館が設置されている。 延床 1,356.40㎡	公民館の設置状況、規模が異なる。	吉田町、松元町及び郡山町の中央公民館並びに桜島町公民館については、合併時に地域公民館として引き継ぐものとし、桜島町の白浜地区公民館及び同新島分館並びに喜入町の地区公民館については、現行どおりの利用とするが、合併時に校区公民館として引き継ぐものとする。ただし、喜入町については、当面、喜入地区公民館を地域公民館に準じた施設とし、将来、地域公民館の設置を検討する。

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況																																	
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町																														
(16) 資源物の処理体制 -12	中間処理は直営・委託 資源化は指定法人ルート・独自ルート 中間処理 古紙類 } 民間 缶・びん } ペットボトル } リサイクル プラスチック容器類 } プラザ	中間処理は委託 資源化は鹿児島市に同じ。 古紙類 } 缶・びん } 民間 ペットボトル }	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。																														
(19) 吉田町地域下水処理事業 -4	該当なし。	吉田町地域下水処理事業 ・概要：吉田町における住宅用地等の居住者が排除する汚水を処理する。 ・処理区域：牟礼岡団地及び牧集落の一部 ・計画人口：4,400人 ・施設概要：地域下水処理施設（大型合併処理浄化槽） ・供用開始：昭和53年5月、平成8年度から町が管理 ・会計：特別会計 ・地域下水処理事業財政調整基金 116,915千円（13年度末現在高） ・下水処理料金表 下水処理料金(月額)	該当なし。	該当なし。																														
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">基本料金</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">従量料金</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">排除汚水量</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">800円</td> <td style="text-align: center;">1～5m³</td> <td style="text-align: center;">1m³につき</td> <td style="text-align: center;">50円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～10m³</td> <td style="text-align: center;">1m³につき</td> <td style="text-align: center;">60円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11～20m³</td> <td style="text-align: center;">1m³につき</td> <td style="text-align: center;">70円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21～30m³</td> <td style="text-align: center;">1m³につき</td> <td style="text-align: center;">80円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31～40m³</td> <td style="text-align: center;">1m³につき</td> <td style="text-align: center;">90円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">41～50m³</td> <td style="text-align: center;">1m³につき</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51～100m³</td> <td style="text-align: center;">1m³につき</td> <td style="text-align: center;">110円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101m³以上</td> <td style="text-align: center;">1m³につき</td> <td style="text-align: center;">120円</td> </tr> </tbody> </table>	基本料金	従量料金		排除汚水量	金額	800円	1～5m ³	1m ³ につき	50円	6～10m ³	1m ³ につき	60円	11～20m ³	1m ³ につき	70円	21～30m ³	1m ³ につき	80円	31～40m ³	1m ³ につき	90円	41～50m ³	1m ³ につき	100円	51～100m ³	1m ³ につき	110円	101m ³ 以上	1m ³ につき	120円		
基本料金	従量料金																																	
	排除汚水量	金額																																
800円	1～5m ³	1m ³ につき	50円																															
	6～10m ³	1m ³ につき	60円																															
	11～20m ³	1m ³ につき	70円																															
	21～30m ³	1m ³ につき	80円																															
	31～40m ³	1m ³ につき	90円																															
	41～50m ³	1m ³ につき	100円																															
	51～100m ³	1m ³ につき	110円																															
	101m ³ 以上	1m ³ につき	120円																															

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
中間処理は一部事務組合・委託 資源化は鹿児島市に同じ。 古紙類 } 民間 缶・びん } ペットボトル } クリーンサイクルセンター プラスチック容器類 }	松元町に同じ。	中間処理の形態が異なる。	松元町、郡山町については、合併時に鹿児島市の制度に統合する。(直営と委託の併用) 吉田町、桜島町、喜入町については、現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	合併時に現行どおり鹿児島市に引き継ぐものとする。 (吉田町地域下水道処理事業財政調整基金は、合併時に廃止し、合併後の市において新たに基金を設置したうえで、引き継ぐものとする。)



松元町地域し尿処理事業

- ・概要：松元町における住宅用地等の居住者が排除する汚水を処理する。
- ・処理区域：ガーデンヒルズ松陽台
- ・計画人口：2,400人
- ・施設概要：コミュニティプラント
- ・供用開始：平成16年度
- ・会計：特別会計
- ・地域し尿処理事業基金
66,000千円(16年6月補正後現在高)
- ・下水処理料金表

下水処理料金(月額)

基本料金	従量料金	
	排除汚水量	金額
390円	10mまでの分	1㎡につき 41円
	10mを超え	1㎡につき 87円
	30mまでの分	1㎡につき 128円
	30mを超え	1㎡につき 134円
	50mまでの分	1㎡につき 175円
	50mを超え	1㎡につき
	100mまでの分	1㎡につき 175円
	100mを超える分	1㎡につき

行政制度等の調整方針

事務事業名	現 況					
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町		
(19) 水道事業 -13 (工事関係分担金)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。		
(42) 青少年育成館使用料 -17	該当なし。	大原青少年育成館 1 使用料 1,050円/1日 525円/半日 525円/夜間	該当なし。	該当なし。		
(42) 農業用水給水施設使用料 -6	該当なし。	該当なし。	農業用水給水施設	該当なし。		
					基本水量	基本料金
			コイン制及び 現金投入制		500L	30円
		メーター制	1,000L	60円		



農業用水給水施設
 流下式2箇所 無料
 ボーリングにより整備2箇所 無料

(44) 喜入の森管理業務 -34	該当なし。	該当なし。	該当なし。	町有林に整備されたキャンプ施設や林内遊歩道・運動広場等の施設管理を森林組合へ委託 負担割合：町10/10
----------------------	-------	-------	-------	---

(様式2) その2

現 況		課 題	調 整 方 針
松 元 町	郡 山 町		
簡易水道建設事業費分担金 未普及地域に簡易水道を 新設する場合に徴収する。	給水装置工事分担金(税抜き) 計画給水区域を拡張する ときに徴収する。 13 [㊦] 45,000円 20 [㊦] 80,000円 25 [㊦] 100,000円 40 [㊦] 120,000円 50 [㊦] 160,000円 75 [㊦] 320,000円	分担金が異なる。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ	現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	桜 島 町 の み 。	現行どおりとする。

該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。
-------	-------	--------	-----------